

正社員と非正社員の賃金の再配分

お茶の水女子大学人間文化研究科助教授 永瀬伸子

雇用労働における「非正社員の拡大」はとまらない流れとして進んでいる。非正社員の正社員との待遇の格差は、諸外国と比べても際立っている。その修正に向けて大きい雇用のルールの転換が必要と考える。

いわゆる「非正規」の働き方は今後ますます拡大していくだろう。かつて若年層の新卒から正社員への門戸は大きく開かれていた。しかし現在では24歳以下の雇用者の3割超が非正社員である。女性については雇用者にしめる非正社員比率は50%を超えるようになった。社会の一定層が、非正社員という働き方をするようになるにつれ、非正社員の技能形成や収入水準、雇用ルールのあり方が社会の安定や発展を大きく規定するようになる。そうであれば、企業内での正社員と非正社員の働き方のルール、賃金配分の大きい見直しが必要となる。

賃金に関していえば、非正社員では独立家計を営むのが難しい。30歳未満の単身世帯の家計簿を『全国消費実態調査(平成11年)』から見ると現金実収入階級が25万未満である世帯は男性に限っても40%、男女計で50%弱である。低収入は若年層での非正社員比率の上昇によるところも大きかろう。一方家族を形成している層を見ると世帯主の月給が25万未満という層は全体の2割未満である。しかしその

妻についてみると、月収0から10万未満が7割弱を占め、月収25万円以上を稼得する「妻」は実に1割にも満たなかった。「趣味的な仕事を持つ主婦」が主婦の憧れになっていると言われるが、本格的に働いても妻の働きでは家計は豊かにはなれないからなのではないだろうか。夫の月給は25万以上70万未満に8割強が分布する。つまり妻が自分自身で頑張るより、高収入の夫を探し、かつその夫に長時間働いてもらうことが豊かな経済生活につながっている。今日四年制大学に進学する女性は3割を超えるようになった。また平均寿命が延びる一方で子供数が減り、子育て後の長い中年期が出現している。さらに妻のみが育児負担を負うことが子どもの発育にもたらす問題も指摘されている。「妻」であれば低賃金と言う雇用社会の暗黙のルールが解消されることが社会にとっても合理的である条件が整っている。

若年男女に非正社員が増える中で、技能形成や雇用保障、社会保障のカバレッジなども、非正社員により視点をあわせていく必要がある。たとえば契約期間が短期である不安定な雇用者を雇うほど、事業主の社会保険負担が重いような仕組みを作ること、非正社員を育児休業制度などの保障の実質的な対象とする法改正をすることなどはその1つの例だろう。現在の



仕組みのもとでは不安定な雇用者を雇う方が事業主の社会保険料負担は低い。また細かいルール、たとえば社会保険料の決定方法なども労働時間が変動する雇用者には合わないといった不都合の調整も必要である。

もっとも重要なのは、正社員と非正社員に対する企業内の賃金配分をかえることである。賃金の重みが変われば、技能形成への取り組みも変わる。労使の「労」側に非正社員代表がないことが、非正社員の賃金配分を必要以上に軽いものとしていないか。

正社員と非正社員の、また男性と女性の賃金配分、雇用ルールが是正されなければ、若年層の技能形成、さらには家族形成や次世代育成が阻害されることになるだろう。このような賃金のあり方は、非正社員が増加する若年層の家族形成を難しくし、女性の働く意欲を引き下げるからである。